

平成24年第8回稲城市教育委員会定例会

1 平成24年8月21日、午後2時から稲城市役所603会議室において、平成24年第8回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

| | |
|----------|-------|
| 教育部長 | 加藤 明 |
| 指導室長 | 千葉 正法 |
| 学校教育課長 | 松本 葉子 |
| 指導主事 | 細谷俊太郎 |
| 学校給食 | |
| 共同調理場所長 | 伊藤 徹男 |
| 生涯学習課長 | 小島 寛 |
| 体育課長 | 笠松 浩一 |
| 文化センター課長 | 秋和 広子 |
| 図書館長 | 宮崎 光弘 |

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

| | |
|-----------|-------|
| 学校教育課庶務係長 | 長崎 健 |
| 学校教育課庶務係 | 風間 浩子 |
| 学校教育課庶務係 | 市村 由紀 |

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第20号議案
「平成24年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」
- (5) 日程第5 第21号議案
「平成25年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書
の採択について」
- (6) 日程第6 「報告事項」

委員 長 　ただ今から平成24年第8回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 　異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3　「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 　教育行政報告につきましては、各課長より順次ご報告申し上げます。

〔 教育行政報告 〕

学校教育課長 1　平成24年7月分不登校による欠席児童・生徒数について

指導室長 1　担当者事業について

2　研修事業について

3　その他について

4　教育相談所関係について

5　教育センター関係について

学校給食

共同調理場所長 1　学校給食野菜に関する会議について

2　試食会について

3　給食用食材放射能測定について

4　平成24年度　1学期給食調理数

生涯学習課長 1　社会教育委員関係について

2　社会教育活動の振興について

3　青少年委員関係について

4　ふれあいの森関係について

5　青少年指導者養成事業について

6　芸術文化活動の振興について

- 7 文化財の保護と普及について
- 8 生涯学習推進事業について
- 9 学校施設コミュニティ開放事業について
- 10 ふれんど平尾運営事業について
- 11 放課後子ども教室支援事業について
- 体育課長 1 スポーツ推進委員協議会関係について
- 2 社会体育指導者養成事業について
- 3 学校等開放について
- 4 体力づくり運動推進事業について
- 5 国体関係について
- 6 ヴェルディ支援推進事業他について
- 7 市民プール運営事業について
- 8 市立公園内運動施設管理運営について
- 9 社会体育施設管理運営について
- 10 その他について
- 文化センター課長 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成24年7月文化センター課利用統計について
- 図書館長 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
- 3 分館主宰事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 地域等との連携について
- 6 平成24年7月図書館利用統計について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第20号議案「平成24年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を議題といたします。教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成24年度教育費補正予算について補正をする必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長、文化センター課長より説明いたします。

委員長 それでは、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長

それでは、学校教育課分の補正予算案の提出について、詳細説明を申し上げます。議案第20号を1枚おめくりいただきまして、表紙がございますので、次のページに案件が一つ、もう一枚めくっていただき2件ございます。

1件目です。稲城第七小学校災害時生活用井戸の工事についてです。稲城第七小学校につきましては、現在、大規模改修工事を実施しているところでございますが、ここに災害時の生活用水を確保するための井戸を設置するため、今回消防費において工事費の歳出予算を補正予算計上するのに伴い、この事業が文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の対象事業となることから、私ども教育関係の歳入予算に交付金を補正予算計上するという内容でございます。計上額につきましては、消防費の工事費780万円の3分の1に相当する額ということで、260万円を予定しております。

2件目でございます。稲城第一小学校用地の測量及び鑑定委託についてです。稲城第一小学校につきましては、現在、来年度以降の工事实施に向けて実施設計を進めているところでございます。この改修工事に伴い、これまで校庭として使用してきた敷地の西側の部分に新校舎を建てるという予定につきましては、以前、ご説明させていただいたかと思いますが、この当該建設予定地の敷地の一部に、民間から借用している敷地がございます。そこで、地権者の方と話し合いをさせていただき、長期的に使用する建物を建設するということとなりますので、当該敷地について、市の用地とするための買取りをさせていただきたいという話をさせていただいたところです。同じく稲城第一小学校の敷地は、他にもう1名の方から借地している部分がございます。当該2名の民間からの借地部分について、ここで買取りをするということに向けて、その前段行為として、用地の測量や鑑定の費用について委託料を計上するという内容になっております。

なお、こちらの予算そのものにつきましては、用地取得ですので、市長部局の事務ということで、総務部契約管財課において計上していくこととなります。予算の大きなくくりといたしましては、教育費の予算となることから、今回、こちらの教育委員会にお諮りさせていただく趣旨でございます。

用地取得については測量費の他、境界確定のための協議や打ち合わせの費用等を含み、708万1,000円を予定しております。また、鑑定委託の費用については、二社鑑定をとるための経費を計上することといたしておまして、金額につきましては186万円を予定させていただいております。

以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

続いて、文化センター課お願いいたします。

文化センター課長

議案および議案概要説明書をご覧ください。

平成23年度学童クラブ運営事業都補助金の一部を返還するために、歳出予算

について補正予算を計上するものでございます。

学童クラブ運営費補助金のうち、本学童クラブは在籍児童数によって補助基準額が六つの階層に分かれております。在籍児童数が少ない小規模クラブから、適正規模とされております36人から45人の在籍数を持つクラブを頂点とし、補助金額が順次高くなり、在籍児童数が46人を超えますと補助金額は緩やかに下降する山型の補助金体系となっております。

返還の主な要因といたしましては、年度途中の退所により学童クラブを辞めるお子さんがいたため、在籍児童数の減少があった二つの学童クラブにおいて年間平均在籍数の実績値が申請時における見込数を下回ったことに伴い、補助基準額の階層に変動が生じ、補助基準額の増減があり、減額分が上回ったため、補助金63万6,000円を返還する必要が生じたため、ここで補正予算に計上するものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 稲城第七小学校の井戸を見ると、災害時の生活用ということですが、仕様のには井戸を掘り、それを例えばその井戸水を汲み上げるのに、電気（モーター）で上げる方式と、普通の手動で行うのがあるのですがどういう部類の井戸なのでしょう。

委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 井戸の形式でございますが、基本的には災害時の井戸と申しますと、手こぎのポンプ、自力で漕ぐことにより汲み上げる方式が基本でございます。しかし、災害時の為だけですと平時において余り活用することができないということもございまして、今回につきましては、校舎の西側、校舎脇の校庭に面する部分に、現在、水道の栓がありますが、その蛇口の一つを井戸水に直結し、平時においてはそこから例えば校庭の散水や植栽への水やり等、そういったものに活用できるような使い方を想定しております。そちらについては、当然、電気が通電していることが前提ということになりますので、停電したような状態では使用できないこととなります。その場合には、手こぎの方を使用させていただくという考えでございます。

伊勢川委員 ありがとうございます。

委員長 どうぞ、城所委員。

城所委員 その給水箇所は一カ所ということですか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 給水箇所の蛇口は一つでございます。例えば、ホースを使うとか、活用の方法についてはこれから学校側と調整していきたいと思っておりますけれども、何口もということは今のところは考えておりません。

城所委員 工事金額を見ると、相当高い金額になっているようなので、かなり大規模な工事になるのかと想像したのですけれども。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 これは基本的に井戸を掘るための掘削費用を含んだ金額になっておりまして、そこでどの程度掘る必要があるのか、稲城第七小学校エリアは余り深く掘らなくても、水が出るのではないかとといったお話もございますが、やはり水質のいいものをとということで、少し深めに掘り、生活用水ではあります但しそういう水質の部分も配慮しながら使用していければと考えているところでございます。

委員 長 ありがとうございます。他にはいかがですか。稲垣委員。

稲垣委員 今のことに関連しまして、今、平尾小学校と稲城第七小学校がここに挙がっておりますが、他の学校も避難所に設定されることが多いと思うのですが、他ではどうなっているのでしょうか。もう設置済みなののでしょうか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 防災井戸につきましては、今年度の予算で平尾小学校に1カ所分を当初予算の方に計上してありましたが、大規模改修工事等で校庭の整備などを行うタイミングで、順次、防災井戸の設置を検討していくという方針とのことでございまして、稲城第七小学校について今年度大規模改修工事を実施することから、消防の方で予算をとるということに連動しての歳入予算ということになります。

委員 長 他にはいかがでしょうか。

小学校は菜園をつくりますよね、そういうふうなところに井戸水を利用するというお考えはないのですか。

学校教育課長 周辺の畑ですとか、そういったところにも水やりなどに使えればと考えてい

ますが詳細な使い方については、学校側とよく調整しながら進めていければと思います。

また、手こぎはいわゆる子ども達への教育活動などにも、体験をする機会というの少ないかと思しますので、ぜひそういった教育的な活用方法について、あわせて学校側とよく話し合いができればというふうに思っているところでございます。

委員長 他はいかがでしょうか。稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 文化センター課関係ですが学童クラブの方で、非常に人数の変動があったかと思うのですが、差額が出てきたということで若葉台学童クラブが117万1,000円減額ということですが、どのぐらいの人数が減ったのでしょうか。

委員長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 若葉台学童クラブは3クラスで編制しております。その3クラスそれぞれ一クラスを3クラブと補助金上は数えております。そして、学童クラブ3クラブのうちの1クラスが、当初、申請時には36人から45人の一番補助金額が高いランクにありました。平均で37人の在籍を見込んでおりましたところ、これは全体的に言えることですが、夏休みを過ぎると退所されて、塾通いが多くなったり、学校の授業が5時限・6時限と遅くなったり、4年生以降の留守番を練習しようとする、そういった色々なことがあり、退所される方が多い傾向でございます。

こちらにつきましては、年間の平均在籍数が33人ということになりまして、数でいうと、たった4人ではあるのですが、この33人が属する補助金額のランクが20人から35人の基本額の階層ということで、補助金額で言いますと、一番高いところから、ちょっとだけなのですが、193万円のランクに落ちてしまった関係で、恐らく117万1,000円という形になっております。ここで、大勢の児童がやめたというわけではございません。

稲垣委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。

他にはいかがですか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第20号議案「平成24年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第5 第21号議案「平成25年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の選択について」を議題といたします。教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則の規定により、平成25年度使用稲城市小・中学校特別支援学級教科用図書の採択替えを行う必要があるもので、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員 長 それでは、指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、平成25年度使用小・中学校特別支援学級使用教科書の採択について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、去る5月の教育委員会の定例会で諮問をいただきまして、稲城市特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会、調査研究委員会、それぞれで十分な協議、また、研究をしていただきました。その結果、答申をいただいているものでございます。

答申の内容につきましては、1枚めくっていただきまして、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択図書一覧案ですが、これにつきまして通常学級のそれぞれ小・中学校で採択している教科用図書と同一なものを採択するという旨の答申をいただいているところでございます。

これにつきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑及びご意見をお願いいたします。教育長、どうぞ。

教育 長 今、お話がありました、審議会に対する諮問ということで議論していただいたわけですが、その答申内容はどうだったのか、念のために拝見させていただきたいのが1点目でございます。

それから、学校の先生方は、保護者からの要望などもよく把握していると思います。そういう意味で、稲城市ではこれまでも通常の学級と同じ同一学年の教科書を特別支援学級の教科用図書として採択してきているわけですが、けれども、そのことについて、保護者からの意見、要望などはあったのでしょうか。また、無かったとした場合、日頃から保護者がどのようなことを望んでいるのか、わかっている範囲で結構ですから、お願いしたいと思います。

委員 長 指導室長、お願いいたします。

指導室長　はじめにお話ありがとうございました、答申の内容につきましては、今、お手元に配付させていただきました。まず、「別紙のとおり答申いたします」と本文にございますが、1枚めくっていただきまして、「平成25年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書審議経過報告書」という形で、8月7日に第1回の審議会を行っております。そして、各調査研究の結果、通常学級の教科用図書と同一の教科用図書を採択するのが望ましいという報告をいただいておりますので、第2回の審議会につきましては中止という形をとっております。結論として、一番下のところに書いてあります、「各校で内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜について総合的に判断した結果、「通常学級選択本」の採用を答申することにする」という結論をいただいたところでございます。それぞれの調査の結果につきましては、その後、各学校ごとにまとめたものがございますが、いずれにつきましても、通常学級のものと同様の教科用図書を選択するのが望ましい旨、書かれております。

更に、ご質問いただきました点でございますが、通常学級の同一学年の教科用図書を児童・生徒に持たせることで、保護者の方から、例えば交流がしやすくなる、また、ご家庭での学習の復習であるとか、おさらいであるとか、そういったものがやりやすいなどのご意見はいただいておりますが特段、教科用図書に関する現状でのご不満のご指摘はいただいていないというところでございます。

委員長　ありがとうございました。
よろしいですか。他にはいかがですか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員　同じようなことなのですが、今、保護者の方の支持を得ているわけですけれども、指導する先生、校長先生側の具体的な指摘とか改善の要望などがあれば、教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

委員長　いかがでしょうか。指導室長、お願いいたします。

指導室長　今年度の教科用図書の使用や活用につきましても、通常学級と同じものを使用しているわけですが、学校の校長先生や実際に指導に携わる先生方から特段の指摘や要望はいただいております。学習する单元などによりましては、必要に応じて、下の学年の教科用図書を参考にしています。また、教科を合わせた指導、これは特別支援学級ならではの指導ということになりますが、こういった指導などの場面では、その活用の効果等を見通した上で、通常学級と同じ教科用図書を使いながらも授業を進めているという現状でございます。特段の課題などについては、現在もございません。

伊勢川委員　ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。では、城所委員。

城所委員 この特別支援学級につきましては、国や東京都の動向を見ますと、通常の学級と特別支援学級の垣根を低くして、いわゆるインクルシブな教育や学校をつくろうとする方向があると思われまますけれども、この議論の中では、こうした背景や動向は踏まえて議論がされているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 文部科学省を初め、東京都におきましても、特別支援教育の第三次推進計画というものを立てて、今後もインクルーシブな教育環境の整備に向けて施策を進めているところでございます。こうした動向は、校長会などはもとより、特別支援学級の担当の教員、また、通常学級の教員にも広く周知しておりまして、稲城市でもその整備に努めているところでございます。教科用図書の研究や調査の過程におきましても、こういった現在の動向が十分理解され、かつ踏まえて行われたものというふうに理解しております。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。他には。

稲垣委員 今のお話と関連しているのですが、その特別支援学級と通常学級の垣根を低くというようなことから、各学校でも特別支援学級と通常学級との交流活動というのが非常に重視されていると思うのです。私どもが学校訪問をしたときにも、よくそういう光景に会うことがあるのですが、共通の教科書で学んでいた場合に、交流は促進されると思うのですが、各個人の習熟度の差を埋めるための何か方法をどういうふうに行っているのか、その辺を教えてくださいたいのですが。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 通常学級の教科用図書につきましても、改訂ごとに絵であるとか写真であるとか、そういうビジュアルな形のものになってきておりまして、視覚的にも理解しやすいというものが多くなってきております。また、各学級では、そのお子さんに応じて個別指導計画を必ず作成しており、教科用図書以外に補助教材といたしまして、ワークシートやプリントなども用意し、教具の開発なども積極的に行われているというところでございます。そういった点で、保護者の方

と共通理解のもとで、教科書、補助教材、両面の活用を図り、お子さん一人一人の習熟の程度に応じた授業を実施する努力を重ねているところでございます。

委員長 ありがとうございます。

他にはいかがですか。私のほうからも、では一つ、よろしいでしょうか。

通常学級の教科書の採択は、一昨年、昨年と、その中での議論を含めて、稲城市の子ども達にとって最もふさわしい教科書を選んだわけですが、その中では、言語活動として考えることや表現することが大変重視されています。教科書を使って指導する特別支援学級の先生方の研修や支援体制、その部分につきましてはどのようになっているのか、お話を伺えたらというふうに思います。よろしくをお願いします。指導室長。

指導室長 特別支援学級の教員の研修は、稲城市立学校教育研究会、いわゆる稲教研での特別支援学級部での研修を初めといたしまして、夏季の研修などでも積極的に実施しているところでございます。その中で、一人一人の障害に起因する学習課題の把握や、その解決のための具体的な手だて、また、その指導を学ぶとともに、言葉を使って考えたり、発表したりする学習を重視して、人間関係を深めたり、生活に根差す課題などを克服したりできるよう、そうした学習指導が行われるように進めているところでございます。

あわせて、各学級の巡回相談、これは特別支援教育のコーディネーター等が実施しているものでございますが、昨年の倍以上を上回る、今、巡回を進めているところでございますので、こういった巡回でも、各学級の事業収益、また、教材や教具などの工夫などの支援を現在も行っているところでございます。

委員長 ありがとうございます。色々と改善され、研修を深めているということで、子ども達の指導に当たっていただいていると思いますが、これからもまたよろしくをお願いいたします。

他にはいかがでしょうか。それでは、質疑及びご意見がないようですので、以上で質疑及び意見を終結いたします。

それでは、日程第5 第21号議案「平成25年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について」を採決いたします。

小学校及び中学校、個々の教科書の採択について、採択の可否を確認いたします。

はじめに、小学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般教科書若しくは両者を併用するかどうかについて挙手願います。

検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校

につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて挙手願います。

学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 　ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。

続きまして、中学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般図書、若しくは両者を併用するかどうかについて挙手願います。

検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 　ただ今の結果、検定教科書とすることが挙手全員でありました。よって、中学校につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて挙手願います。

学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 　ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書とすることになりました。

以上により、日程第5 第21号議案「平成25年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。「いじめの実態把握及び解決に向けた取組について」を指導室長より説明をお願いいたします。

指導室長 　それでは、報告事項でございますが、昨今、報道などでもいじめについて危惧されるという状況でございますが、大変ご心配いただいているところかというふうに思います。

稲城市におきましては、この報告事項にございますとおり、1から7まで、具体的な手だてを講じて、いじめ未然防止、また、いじめがあった場合には具体的な対応を図るということでこれまで行っているところでございます。資料に基づきまして、簡単にご説明いたします。

去る7月18日でございますが、資料1をお開けいただきたいと思います、

いじめなどで困ったときに、児童・生徒が迷うことなく相談ができるという体制を築くために、資料1を全児童・生徒に配布したということでございます。この中には、平日のみの相談を開設しているところもございますし、それから、土曜、日曜というところの開設も入れているというところでございます。特にこれにつきましては、すぐに夏季休業に入ってしまうということから、学校の相談体制が十分に力が発揮できない可能性がございますので、こういった外部の相談機関、稲城市教育相談所を初めとする様々な機関を児童・生徒が積極的に活用できるように啓発したものでございます。

それから、同日付でございますが、全児童の保護者・家庭向けに資料2を配布してございます。これにつきましては、いじめのメカニズム、これはもう各研究が重ねられておりますけれども、やはり学校でも、当事者同士ということも、当然、指導の重点ではございますけれども、いわゆるそれを見ている傍観者と言われる子ども達をどう指導するか、その部分が、いじめの早期発見、また、早期解決につながるということで、自分のお子さんがかかわらないからということはいじめから視点を外してしまったり、目を背けてしまったりということがないように、広く情報を学校や当事者に及ぼせるようにということで、啓発の部分が左側です。それから、右側は、いじめを発見しやすくなるように、外から見ていじめを受けている子どもが示しやすい言動や様子について、チェックリストの形をとってございます。それから、さらにその下には、子ども達に提供した情報と重複いたしますけれども、各相談機関の電話番号などを網羅したものを配布しているところでございます。そして、啓発だけでなく、実態の把握という意味で、3番といたしまして、夏休みを迎えるに当たって、全児童・生徒へのアンケート調査、これも同じく7月18日に実施いたしました。これにつきましては、続く資料3-1・2をご覧くださいければと思います。資料3-1・2は、それぞれ子どもの発達段階に合わせて表現などを若干変えてありますけれども、小・中学校別に配布ができるようになっております。具体的に、いじめにおける様々な様相、悪口を言われるであるとか、プロレスごっこと称して暴力を受けるであるとか、持ち物を隠されるであるとか、そういった状況の有無などについて、全児童・生徒から回答を得ているところでございます。これにつきましては、資料の最後のページになりますが、調査結果を表などでお示ししているところでございます。上のほうの前半でございますが、これはいわゆる文部科学省の実施する問題行動調査の中から、いじめについて、年度ごとの認知数、そのいじめの理由、内容について聞いているものでございます。前年度について聞いておりますので、平成24年度と書いてあるものについては平成23年度の総括の数値だということでご理解いただきたいと思います。

そこで、実際の最新の情報ということでは、平成24年7月の緊急調査とありますけれども、東京都が都内の全小・中学校に向けて実施した調査が最新の情報ということになります。そこでは、認知数、これまで教育委員会に報告した件数、さらに、子ども達のアンケート調査の中で、いじめとまでは言えないけ

れども、その疑いがあり、継続的な対応や指導が必要なものが挙げられております。その数に対して、具体的に対応したかどうかは、市内小・中学校では全ての事案について対応したということで、そこはゼロという数字になっております。それから、比較的、内容を保護者の方にお伝えしておいたほうがいい、特に夏休みに何をやるかとか、保護者の耳にも入れておいたほうがいいと判断したものについては、小・中学校それぞれ9件がカウントされております。また、先程申し上げたとおり、全ての事案について対応しておりますので、対応中というものも疑いありの件数と同数のものが出ているということでございます。

この結果に基づきまして、またページをお戻しいただければというふうに思いますが、まず、集計があらかた終わりました7月23日から、7月いっぱいをかけまして、この認知した事案及び疑いのある事案について、各学校では本人との面談であるとか、保護者への情報提供を行っております。

また、この状況について、指導主事が各学校を訪問いたしまして、聞き取り及び対応の内容について把握するとともに、必要に応じて、指導・助言を行っているところでございます。今後、文部科学省が東京都に次いでいじめについての実態把握のための緊急調査を実施するということがございますので、その内容についても各学校にお知らせして回ったところでございます。

そして、6番が、本日の教育委員会での報告ということになります。今後につきましては、まず、市といたしましては、これから教育相談所の相談員、これが全小・中学校、今月8月の下旬から9月上旬にかけて、いわゆる学期の当初に当たって、調査結果であるとか夏休み中の情報などを把握するとともに、具体的な学校のいじめの予防であるとか対応について、その内容の把握、また、具体的な助言、必要に応じて相談所と連携した相談体制の確立という点で学校を巡回いたします。そこで、私や指導主事のほうでも、この夏季休業中に3回ほど、多摩中央警察にも相談にいくなり、何か保護者の方やお子さんから具体的な訴えはないかということでお邪魔しているところでございますけれども、現在、警察のほうには、稲城市の保護者やお子さんから具体的な被害届であるとかそういったものは出ていないという状況でございます。

ただし、先程の調査の結果にもございましたとおり、市内の学校にはいじめがあるという現実がございますので、そのことをきちんと受けとめた上で、当事者ばかりでなく、いわゆるその傍観者と言われる、直接は関わりが無い学級の子ども達や学校の子ども達にも具体的な指導が行われるような体制を、今後、校長会、副校長会、また、生活指導主任研修会などで波状的に学校を指導いたしまして、2学期の指導の充実に向けて、各学校等で指導を重ねていきたいと思っております。

以上で報告でございます。よろしくお願いたします。

委員長 報告ありがとうございました。

お忙しい中で色々な取り組みについての報告が入りましたけれども、いかがでしょうか。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

稲垣委員 感想に近いものなのですが、色々、早目にアンケート調査などをしてくださり、できるだけ吸い上げるようにしているというご報告をいただきまして、対応していないという件数は一つもないということ。とてもよかったなと思っているのですが、そのアンケートの中でも、低学年の子ども達はどこまで確認をとるのか。その辺のわかりにくい部分もあるかもしれませんので、できるだけそのアンケートの文面をぱっと見るのではなく、その中に隠れている、もしかしたらこれはいじめにつながっているのかもしれないとか、その辺まで、先生方は少し細かくご覧になっていただいて、対応していただけると助かるなと思います。よろしくお願いいたします。

指導室長 わかりました。

委員長 お願いいたします。いかがでしょうか。教育長。

教育長 今回のアンケート結果で、認知件数と合わせて疑いありが56件と、意外と多いという感じがしました。この間の大津市の問題でも、やはり学校のほうで真剣に対応していないという問題、あるいは教育委員会の隠蔽体質などが話題になっているわけですが、その意味では、この疑いありが56件ある中で、これらは早い段階で芽を摘む必要があると考えられます。

また、小さなことでも丁寧な対応をして解決に向けていくという姿勢が大事だろうとっております。そういう意味で、これらについて、今後、学校として対応していく予定とか姿勢、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

委員長 指導室長、お願いします。

指導室長 この56件につきましては、学校はもとより私ども教育委員会事務局といたしましてもつぶさに対応をして、継続的に、2学期、3学期、その後の変化についてもきちんと把握していきたいとっております。特に各学校におきましては、既にこの疑いがあると把握した事案につきましても、いわゆるいじめの加害者、被害者と言われる子ども達から事情を聞くとともに、必要に応じて保護者の方に連絡を差し上げているところでございます。

また、夏休みに入ったことで子ども達の間関係が変わったりする可能性も十分にありますので、この調査、さらに、今後行われます文部科学省の調査、その部分でのそれぞれの変化などを敏感に学校が捉えながら、この数値以上に隠れたものがあるのではないかと、また、小さな人間関係のこじれが大きいじめに発展する芽になっているのではないかと、そういった視点から、再度、新学

期、2学期になりましたところで精査いたしまして、各学校でも十分な指導ができるように審議していきたいというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 指導という部分で、私も非常に気になる部分は、今回も生徒がこういうシグナルを送っていても、それを察知する先生側で気づかなかったり、あるいは気づいていても気づかなかったふりをしていたりというようなことが実態としてあるわけなのですけれども、やはり現場の目とか声というのを大切にすることであるのであれば、やはりその先生方の感性というか、その辺も十分に磨いていく必要があるのかなというふうに思うのです。確かに教育委員会からこういうふうに働きかけをするのも大切なのでしょうけれども、いかにその現場の目を鋭くしていくかというところの対策については、どうお考えでしょうか。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 市で、既に校長会などでも、いじめについて学校の管理職であるとか主任層の先生方について、次の10点をお示しして、各学校でも、今、お話があったとおり、先生方の人権に対する感覚であるとか、いじめ撲滅に対する感覚を磨いていただくようお願いしていこうと思っています。

まず、1点目は、学校組織です。個人個人ではなくて、組織が人権感覚を持って、いじめを絶対根絶するんだという強い意志を持っていなければならないということ。

2点目は、根拠は無いのに、うちのクラスではいじめが無いと、うちの学校ではいじめが無いというように、高をくくっているようなことがあってはならないということ。これは必ず、どこの教室にもいじめは、その芽はあるんだという点で、もう一度、教室を見渡してみるということでございます。

それから、3点目は、いじめかもしれないとそれぞれの先生は感じているのですが、それが職員室で話題にならなかつたり、会議で話題にならないと、いわゆる学級の中だけでそのことが終わってしまうというようなことがないようにしていただきたいということ。

4点目は、以前にこういったことがあって、大変話題にもなりましたけれども、いじめられる子どもに原因があつて、これは仕方がないんだというような見方になってしまい、いじめを見逃すということが決してあってはならないという点でございます。

それから、5点目は、学校での指導でよく陥りがちなことなのですけれども、加害者と被害者の言い分が食い違うというところで指導が中断してしまい、それぞれの言い分が違うからということで、そこで学校の指導が終結してしまう

というようなことがあってはならない。部分的ではあっても、何か把握できることがあれば、その部分について、きちんと我々が指導するというような姿勢を持ち続けていただくということ。

それから、6点目は、さっきの5点目と同じようなことで、重複しますけれども、何か気になる、一人の先生が気になる、若い先生が気になる、そういうことがあっても、それが見過ごされていたり、会議で話題になっても、確認せずにそのまま忙しさの中で流れてしまうというようなことがあってはならないということ。

それから、7点目は、学校での指導として、仲直りをさせたり、謝罪をさせたりという指導が当然あるわけですが、そのことでいじめが全て解消したというふうに誤解して、経過をきちんと観察しないでやりすごしてしまって、またいじめが再燃するということがないように指導を怠らないということ。

それから、8番目は、保護者との連携、この部分は、いかにあったことについて、すぐに保護者の方に正確にお伝えするか、また、保護者の方からご要望などを受けて、学校が柔軟に対応できるかという点でございます。

それから、9番目でございますが、これは今回の様々な他県での事案などに共通しますけれども、必要があるというふうに判断した場合には、躊躇することなく、警察や相談機関、関係機関などと迅速に連携する。そのためにも、日頃から、より良い関係を構築していくと。

それから、10点目でございますが、これは即効性という点では若干劣るかもしれませんが、人権教育や道徳教育と言われるような、いわゆる漢方薬のような薬になるかもしれません。じっくりと子ども達に効いていく、そういった指導を念入りに継続的に行っていく。

以上の10点を、いじめに対する教師・学校のチェックポイント10ということでお話ししているところでございます。この件について、再度、9月の校長会でも確認して、何か学校での漏れや落ちがないかという点を、再度、確認していただく手だてとして、繰り返し繰り返し、こういう点を伝えていきたいと思っているところでございます。

委員長 ありがとうございます。

本当にいじめ問題につきましては、解決がなかなか難しいということなのですけれども、私の方から一つよろしいですか

稲城市の教育委員会は、よく「チーム教育委員会」という言葉で私の方からお話をさせていただくのですが、稲城市の教育は住民総がかりでというように大きく括ってうたっています。それは、色々な問題が起きたときには、アドボカシー制度があり、そこへ駆け込めば、学校に直接でなくても話を聞いてもらえるという利点があります。今回、警察へ被害を届けに行ったが警察が受け取れないというようなことが、度々報道される状況がありましたが、そのときに、警察の方にも色々分野があるのだらうとは思いますが、学校の場合は、警

察の生活課の方々とよく色々な機会にお話をさせていただく部分があるのですが、警察の中でもこういう相談を受けているが、学校だけが一生懸命、親の方は親の方で一生懸命対応しても警察に行ったが受けてくれなかった。結果的には子どもが亡くなってしまったというように、非常に結果として良くない結果が出ている状況が多々あります。連携という言葉が簡単に使うのですが、本当の意味で、相手の心を受けとめ、こちらに心を開いてという状況が忙しい中では捉えることが少ないと思います。先生方は本当に大変だと思いますが、親が常に学校に心に向けてもらえるように、また、親の気持ちを学校の方も受けとめてあげられるようにしていただきたいです。もう一方で、外の機関から何らか情報が入る状況を工夫していただけるようにと思っています。

勝手なことを言っておりますけれども、よろしく願いいたします。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後 3 時 3 0 分閉会)